

(その1)

収支報告書

会計	繰越	検算	転記		○
Ⓝ	Ⓝ	☑	Ⓝ	○	

令和2年分
開催分

(

(ふりがな) いっとくかい

1 政治団体の名称 一徳会

2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区永田町2-1-2

衆議院第二議員会館1123号室

3 代表者の氏名 (姓) (名)
井上 一徳

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)
中林 まり

事務担当者の氏名

(姓) (名)
中林 まり

(電話) 03-3508-7286

(電話) _____

(電話) _____

政治団体の区分

- 政党
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- 政治資金団体
- その他の政治団体
- その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- 有
 - 無
- 公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (現職)
- 資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)
井上 一徳

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
 - 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- 公職の候補者の氏名 (姓) (名)
井上 一徳
- 公職の種類 衆議院議員
(現職・候補者の別) (現職)
- 公職の候補者の氏名(2人目) (姓) (名)

- 公職の種類 (現職・候補者の別) _____
- 公職の候補者の氏名(3人目) (姓) (名)

- 公職の種類 (現職・候補者の別) _____

資金管理団体の指定の期間

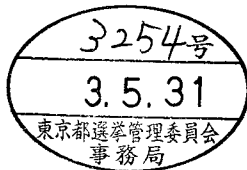
から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	47,337,850
(前年からの繰越額)	10,188,329
(本年の収入額)	37,149,521
支 出 総 額	3,565,083
翌年への繰越額	43,772,767

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	1,000,000	
(イ) うち特定寄附	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	36,149,415	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	37,149,415	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	37,149,415	

(その6)

(6) その他の収入

行番号	摘 要	金 額	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	0	
	1件10万円未満のもの	106	
	合 計	106	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
1	井上一徳	1,000,000	R2/3/26	京都府舞鶴市溝尻中町16-9	衆議院議員		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計	1,000,000					
	その他の寄附	0					
	合 計	1,000,000					

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
1	希望の党	1,000,000	R2/1/23	東京都千代田区永田町2-17-10 サンハイム永田町203号室	中山成彬		
2	希望の党京都府第5選挙区支部	10,000,000	R2/2/17	京都府舞鶴市字森534 ZEROビル2F-B	井上一徳		
3	希望の党	1,000,000	R2/3/13	東京都千代田区永田町2-17-10 サンハイム永田町203号室	中山成彬		
4	希望の党京都府第5選挙区支部	5,000,000	R2/4/15	京都府舞鶴市字森534 ZEROビル2F-B	井上一徳		
5	希望の党	1,000,000	R2/5/15	東京都千代田区永田町2-17-10 サンハイム永田町203号室	中山成彬		
6	希望の党京都府第5選挙区支部	10,000,000	R2/6/15	京都府舞鶴市字森534 ZEROビル2F-B	井上一徳		
7	希望の党	1,000,000	R2/7/15	東京都千代田区永田町2-17-10 サンハイム永田町203号室	中山成彬		
8	希望の党京都府第5選挙区支部	5,000,000	R2/8/21	京都府舞鶴市字森534 ZEROビル2F-B	井上一徳		
9	希望の党	1,000,000	R2/9/15	東京都千代田区永田町2-17-10 サンハイム永田町203号室	中山成彬		
10	希望の党	1,000,000	R2/11/13	東京都千代田区永田町2-17-10 サンハイム永田町203号室	中山成彬		
11	希望の党京都府第5選挙区支部	149,415	R2/11/30	京都府舞鶴市字森534 ZEROビル2F-B	井上一徳		
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計	36,149,415					
	その他の寄附	0					
	合 計	36,149,415					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	138,370	0	
(4) 事 務 所 費	590,311	0	
小 計	728,681	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	971,575	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	214,827	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	1,650,000	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	2,836,402	0	
合 計	3,565,083		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	事務用品代	20,377	R2/6/29	有限会社南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7南信堂ビル	
2	茶葉代	10,908	R2/10/30	白銀屋	静岡県静岡市葵区金座町49	
3	事務用品代	11,506	R2/11/27	有限会社南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7南信堂ビル	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	42,791				
	その他の支出	95,579				
	合 計	138,370				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	コピー機保守点検料	18,055	R2/1/6	富士ゼロックス東京(株)	東京都新宿区西新宿6-14-1	
2	コピー機他リース代	20,628	R2/1/27	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
3	コピー機他リース代	20,628	R2/2/27	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
4	NHK受信料	13,015	R2/3/6	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1NHK放送センター	
5	コピー機他リース代	20,628	R2/3/27	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
6	コピー機保守点検料	23,137	R2/4/6	富士ゼロックス東京(株)	東京都新宿区西新宿6-14-1	
7	コピー機他リース代	20,628	R2/4/27	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
8	コピー機保守点検料	17,075	R2/5/7	富士ゼロックス東京(株)	東京都新宿区西新宿6-14-1	
9	コピー機他リース代	20,628	R2/5/27	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
10	電話料金(6月分)	10,102	R2/6/15	東日本電信電話(株)	東京都新宿区西新宿3-19-2	
11	コピー機他リース代	20,628	R2/6/29	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
12	コピー機保守点検料	12,166	R2/7/6	富士ゼロックス東京(株)	東京都新宿区西新宿6-14-1	
13	収支報告書監査報酬	27,500	R2/7/13	文誠税理士法人小佐野公認会計士事務所	東京都中央区銀座8-19-18第三東栄ビル602	
14	電話料金(7月分)	17,311	R2/7/15	東日本電信電話(株)	東京都新宿区西新宿3-19-2	
15	コピー機他リース代	20,628	R2/7/27	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
	こ の 頁 の 小 計	282,757				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	コピー機他リース代	20,628	R2/8/27	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
17	NHK受信料	13,015	R2/8/28	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1NHK放送センター	
18	コピー機他リース代	20,628	R2/9/28	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
19	コピー機他リース代	20,628	R2/10/27	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
20	コピー機保守点検料	15,172	R2/11/6	富士ゼロックス東京(株)	東京都新宿区西新宿6-14-1	
21	電話料金(11月分)	11,424	R2/11/16	東日本電信電話(株)	東京都新宿区西新宿3-19-2	
22	コピー機他リース代	20,628	R2/11/27	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
23	コピー機他リース代	25,212	R2/12/28	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
24						
	こ の 頁 の 小 計	147,335				
	そ の 他 の 支 出	160,219				
	合 計	590,311				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	渉外費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	着物レンタル代	30,000	R2/1/21	晴れ着の丸昌 下北沢店	東京都世田谷区北沢2-36-1	
2	会費	20,000	R2/3/3	NPO法人US-Japan LINK	東京都港区北青山3-5-7-903	
3	会費	20,000	R2/7/28	NPO法人US-Japan LINK	東京都港区北青山3-5-7-903	
4	会費	20,000	R2/11/16	長島昭久を育てる会	東京都府中市宮西町4-12-11モア府中2F	
5	会合費	19,960	R2/11/25	地料理屋 阿吽亭	東京都港区赤坂3-19-9、5階	
6	会合費	24,280	R2/12/2	北大路 赤坂茶寮	東京都千代田区永田町2-13-5赤坂エイトワンビルB1F	
7	会合費	21,362	R2/12/18	(株)東急ホテルズ ザ・キャピトルホテル東急	東京都千代田区永田町2-10-3	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	155,602				
	その他の支出	45,900				
	合 計	201,502				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	交際費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	供花代	33,000	R2/7/28	(株)アスカフューネラルサービス	岡山県岡山市南区福富中1-1-7	
2	生花代	22,000	R2/8/7	有限会社国会花苑	東京都千代田区永田町1-7-1	
3	生花代	99,000	R2/10/13	有限会社国会花苑	東京都千代田区永田町1-7-1	
4	供花代	16,500	R2/12/3	公益社	東京都港区高輪2-16-13道往寺内	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	170,500				
	その他の支出	440				
	合 計	170,940				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					旅費・交通費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	乗車券代	16,570	R2/3/6	株式会社JTB	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館B4	
2	乗車券代	31,780	R2/3/24	株式会社JTB	東京都千代田区永田町2-2-1衆議院第一議員会館B4	
3	タクシー代	14,410	R2/9/19	日本交通㈱	京都府宮津市字今福小字荒木野995-1	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	62,760				
	その他の支出	536,373				
	合 計	599,133				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	調査研究費 支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	新聞購入代	28,122	R2/6/12	丸の内新聞(株)	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
2	新聞購入代	24,108	R2/7/13	丸の内新聞(株)	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
3	新聞購入代	24,108	R2/8/12	丸の内新聞(株)	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
4	新聞購入代	24,108	R2/9/14	丸の内新聞(株)	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
5	新聞購入代	24,108	R2/10/13	丸の内新聞(株)	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
6	新聞購入代	24,108	R2/11/10	丸の内新聞(株)	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
7	新聞購入代	24,108	R2/12/10	丸の内新聞(株)	東京都中央区日本橋本石町4-3-11	
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	172,770				
	そ の 他 の 支 出	42,057				
	合 計	214,827				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
					寄付金	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
1	寄附	300,000	R2/2/21	井上一徳後援会	京都府舞鶴市字森534番地ZEROビル2F-B	
2	寄附	500,000	R2/6/10	井上一徳後援会	京都府舞鶴市字森534番地ZEROビル2F-B	
3	寄附	500,000	R2/8/4	希望の党京都府衆議院第5選挙区支部	京都府舞鶴市字森534番地ZEROビル2F-B	
4	寄附	350,000	R2/10/29	井上一徳後援会	京都府舞鶴市字森534番地ZEROビル2F-B	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,650,000				
	その他の支出	0				
	合計	1,650,000				

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年 5月 26日

政治団体の名称 一徳会

会計責任者の氏名

中林

まり



代表者の氏名

(代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和3年5月26日

一徳会

代表 井上 一徳 殿

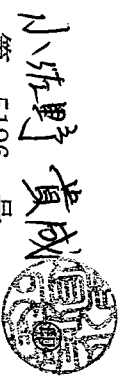
登録政治資金監査人

登録番号

第5196号

研修修了年月日

平成29年2月6日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、一徳会の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、一徳会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、一徳会に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、



かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書及び領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

一徳会と私との間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、一徳会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上

